知っておきたい

世界各国の産業用ヘンプ

第31回

ウルグアイ
世界で初めて全用途を包括的に合法化した国の麻事情

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

南米のブラジルとアルゼンチンに挟まれたウルグアイ共和国は、2013年に世界で初めて大麻草(以下、麻とする)を包括的に合法化し、世界中の注目を浴びた。人口は約345万人。国民1人当たりのGDPや民主主義指数が中南米第一位で、政治や社会が成熟した国家とされている。国土の大部分を砂じょう土の丘陵地帯が占め、収益性の高い牧畜業が主要な輸出産業として行なわれてきた。肉用牛の飼養頭数は約1200万頭、羊は約800万頭。牛肉の1人当たりの年間消費量は約60kgと世界トップクラスで、日本人の約10倍は食べるそうだ。

現在同国がある地域は1516年にスペインの探検隊によって発見され、1600年代以降はスペインの植民地として統治下に置かれた。ヘンプ栽培は、1782年に後の首都となるモンテビデオで「ヘンプ・プランテーション」を開拓したのが始まりとされている。スペイン王朝は当時、北米・中米・南米大陸やアフリカに拡大していた植民地を含む領土全域で、ヘンプ栽培に補助金を支給していた。この地でもヘンプ栽培が推奨され、相次ぐヨーロッパ各地の戦禍で需要が拡大した帆船の布やロープ等の生産に貢献した。ウルグアイは、その後、独立戦争を経て1828年に独立を果たしている。

カスティリャ女史の投獄

内戦が落ち着いた20世紀初頭、Fibra Vegetal社が国内のヘンプ事業を独占し、栽培研究は共和国大学農学部が担っていた。というのも、1925年の第二アヘン条約と61年の麻薬単一条約によって国際的な大麻規制が整備されたが、ウルグアイでは用途に限らず、麻の生産・所持・使用等が公式に禁止されてこなかったからだ。74年に制定された麻薬法は、98年に大きく改正され(No.17.016)、〝合理的な〟用量の消費については非犯罪化のまま明確な規定は設けられていない。

ところが、この麻に寛容な国で大麻所持に関わる事件が起きた。アルゼンチン出身のアリシア・カスティリャ女史は、ラテンアメリカの植物文化に関する著作家である(図1)。スペイン・マドリードのコンプルテンセ大学で教育学と観光学を修めた彼女は、97年に自ら資金を調達して『Cultra Cannabis(麻の文化)』を出版した。同書は09年に米アマゾンが取り扱いを始め、スペイン語圏で30万部以上のベストセラーになった。引退後の静かな暮らしを期待してウルグアイに移住した彼女が、庭で麻の自家栽培を始めたところ、11年のある日、29株の麻を栽培し24gを所持した罪で逮捕、投獄されたのだ。

図1:アリシア・カスティリャ女史

66歳の聡明な初老女性の逮捕は市民に衝撃を与えた。麻薬密売人ではなく、調査研究の一環として個人的に栽培していたことが明らかだったことによる。最高裁判所の前でのデモなど反対運動が盛り上がった。その結果、法律で自家栽培と25g以下の所持は個人使用と見なされるという解釈が示され、議論が進展した。なかでも、第40代大統領を務めたホセ・ムヒカ氏は12年に新たな大麻規制の方針を示した。翌13年12月に大麻規制管理法(No.19.172)は議会で可決され、大統領の署名を経て14

年8月に発効した。

ただし、麻薬単一条約を管理する国連組織の国際麻薬統制委員会（INCB）はウルグアイに対して、国際法に違反したことを非難するコメントを出している。

法律改正の後押しもあって、カスティリャ女史は16年に無罪となり、名誉を回復した。なお、日本では、〝世界でいちばん貧しい大統領〟として知られるムヒカ氏だが、世界で初めて麻を完全合法化した指導者として知られるようにもなった。

用途の垣根を越えて麻の規制・管理を一元化

ウルグアイの大麻規制管理法は、事前に所定の手続きをした18歳以上の国民による、栽培や販売、購入を認めた。購入量の上限は、国民1人当たり1カ月に40g。自家栽培は1年間で6株以内に制限され、年間の所持量で480gに相当する。また、愛好家による15～45人の「大麻草の栽培クラブ」を組織することも認められ、クラブでは1年間で最大99株までの栽培が可能になった。

実際の免許制度の運用は、行政の内部調整に手間取り、法律が発効してから3年後の17年7月にようやく第1号の販売薬局が許可され、スタートした。免許の申請費用は規模別に4段階に分かれており、年度ごとに3万円から120万円と幅広く設定されている。20年4月現在の許可状況は表1のとおりで、購入者と国内栽培者、栽培クラブの会員を合わせるとのべ約5万4000人（総人口の約1・6％）に及ぶ。最も懸念されていた未成年のマリファナ喫煙経験率は、03年から18年まで約14％で一定に推移しており、合法化の前後で全く変動はなかった。ちなみに、タバコの喫煙経験率は14％、アルコールは13％である。

近年、麻を合法化する国や地域が増えてきたが、用途別に管轄省庁が異なるケースが多い。例えば、嗜好用大麻は酒やタバコ類と同じく税務に、医療用大麻は保健・医療・衛生等に、産業用ヘンプは農林・産業に関わる省庁がそれぞれ法整備や制度設計を行なう。

ところが、ウルグアイでは、用途を区別せずに公的機関の大麻規制管理庁（IRCCA）が麻の栽培・収穫、加工・製品化、流通、販売、消費までを一元的に管理・監督している。麻の包括的な合法化は、国が流通を管理することによって密売組織の取引価格を暴落させ、南米のマフィアに壊滅的な打撃を与えることが狙いだったのだ。IRCCAは国立医薬事務局、公衆衛生省、社会開発省、畜産農水産省のメンバーで運営され、マリファナを仲間内で嗜みたい人、治療に使いたい患者、栽培したい農家、商売を興したい人、加工品を輸出入したい企業、大学の研究者など全方位に対応しているのが他国にない大きな特徴である。

産業用ヘンプの取り組み今後の課題は？

最後にヘンプに関する事項だが、大麻規制管理法に基づく政令第372／014号で「植物体においてマリファナ成分のTHC濃度が1％を超えない」ことと、「使用する品種はTHC濃度が0・5％を超えない」ことを明記している。栽培品種は表1の「作物（向精神作用なし）」の免許で42件が許可されているが、いずれも国立種子研究所（INASE）への登録が義務付けられている。ヘンプの栽培面積は19年に1100haが許可されたが、実際の作付面積はその半分程度と見られている。

また、「工業化／商業化」の免許では、健康食品や医薬品に応用できる機能性成分CBD（カンナビジオール）事業に加えて、ヘンプの種子や葉を入れた南米特産のマテ茶の商品化事業（図2）が2件許可されている。ヘンプの展開は、他国よりも先進的な法整備を活かして、さらなる大きな投資を呼び込むことが今後の課題である。

表1：大麻規制管理法による免許の種類と許可件数（2020年4月現在）

種類	許可件数
作物（向精神作用あり）	9件
作物（向精神作用なし）	42件
工業化/商業化	9件
研究調査	18件
購入者	4万1,174人
販売薬局	17軒
国内栽培者	8,278人
栽培クラブの会員	4,768人
栽培クラブの団体	158団体

出典：ウルグアイ大麻規制管理庁（IRCCA）のホームページ（https://www.ircca.gub.uy）

図2：ヘンプの種子・葉入りのマテ茶（販売価格は1kg当たり約600円）